

# 帝京平成看護短期大学学位規程

## (目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び帝京平成看護短期大学学則（以下「学則」という。）第31条の規定に基づき、帝京平成看護短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

## (付記する専門分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専門分野の名称は次のとおりとする。

### 看護学

## (学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対して授与する。

## (学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

## (学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「帝京平成看護短期大学」と付記するものとする。

## (学位の取消)

第6条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

## (学位記の様式)

第7条 短期大学士の学位記の様式は、別紙様式1のとおりとする。

## 附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。